# 2-4-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(令和4年度)

- ■本調査における「性犯罪・性暴力等」の定義について
- ○「性犯罪・性暴力等」とは、児童生徒性暴力等又は性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントを いう。
- ○「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3 項に該当する行為をいう。
- ○「性犯罪・性暴力」とは、強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせ つ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、公 然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適 切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、不適切な身体接触等をいう。 〇「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

#### (1)性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(令和4年度)

<u>/ E 20 /                                </u>							
	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
性犯罪•性暴力等	153	41	17	<u>7</u>	<u>218</u>	23	<u>241</u>
(性犯罪・性暴力等 のうち、児童生徒性 暴力等)	⟨118⟩	$\langle 1 \rangle$	$\langle 0 \rangle$	$\langle 0 \rangle$	⟨119⟩	$\langle 0 \rangle$	⟨119⟩

<sup>※</sup>児童生徒等:幼児・児童・生徒(18歳以上の者を含む。)、18歳未満の者

#### (2)被処分者の性別

※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

被処分者の性別	人数(人)	割 合(%)
男性	237人	98.3%
<i>7</i> √ 1±	(116人)	(97.5%)
女性	4人	1.7%
女 注	(3人)	(2.5%)
合 計	<u>241人</u>	100.0%
	(119人)	(100.0%)

#### (3)被処分者の年齢層

※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	83人	155,597人	0.05%
2014	(55人)	100,091/	(0.04%)
30代	74人	226,266人	0.03%
30   7	(43人)	220,200/	(0.02%)
40代	35人	191,355人	0.02%
4017	(12人)	191,000/	(0.01%)
50代以上	49人	299,080人	0.02%
30八以上	(9人)	<u>299,000/</u>	(0.00%)
計	241人	872,298人	0.03%
рl	(119人)	012,290/	(0.01%)

(注)在職者数:令和4年度学校教員統計調査より

※数値に更新があったため、令和6年12月20日更新(下線部)

#### (4)被処分者の所属する学校種

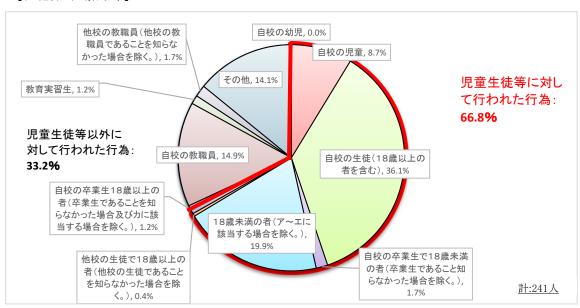
※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

		, .,,,	-
	被処分者数A	在職者数B	A/B
幼稚園	人0 (人0)	14,355人	0.00% (0.00%)
小学校	69人 (30人)	416,225人	0.02% (0.01%)
中学校	<u>84人</u> (45人)	230,074人	0.04% (0.02%)
義務教育学校	2人 (2人)	6,110人	0.03% (0.00%)
高等学校	69人 (36人)	173,697人	0.04% (0.02%)
中等教育学校	1人 (1人)	1,875人	0.05% (0.00%)
特別支援学校	16人 (5人)	91,006人	0.02% (0.01%)
計	<u>241人</u> (119人)	933,342人	0.03% (0.01%)

(注)在職者数:令和4年度学校基本調査より

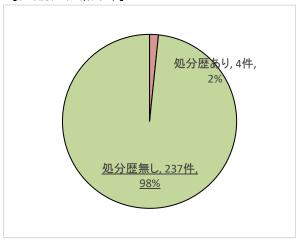
## (5)性犯罪・性暴力等の相手の属性

【性犯罪•性暴力等】

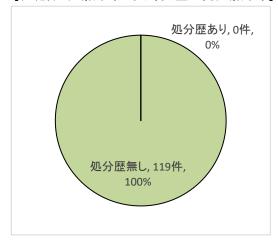


#### (6) 当該教員の性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分歴の有無

【性犯罪·性暴力等】

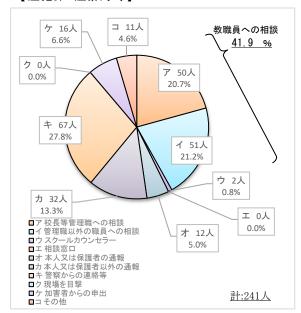


【性犯罪・性暴力等のうち、児童生徒性暴力等】

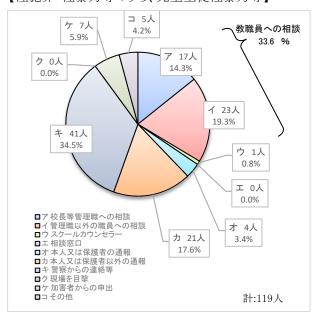


## (7)性犯罪・性暴力等が発覚した要因

【性犯罪·性暴力等】



## 【性犯罪・性暴力等のうち、児童生徒性暴力等】



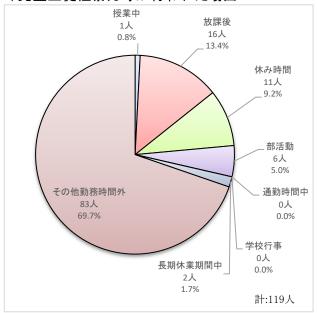
#### (8)性犯罪・性暴力等に関する刑事告発の状況

	,	件数	
告発した または 刑事手続きがとられている または その他の理由で捜査機関が情報を把握しているもの		‡ (83)	
うち教育委員会が告発したもの	29件	(26)	
うち捜査機関から教育委員会等へ情報提供が あったもの又は他の者が告発を行ったもの	94件	(57)	
犯罪には当たらないと判断したため、告発しなかったもの	D <u>53件</u>	(6)	
被害者やその保護者が望まなかったため、告発しなかったも	の 52件	(24)	
その他	13件	(6)	

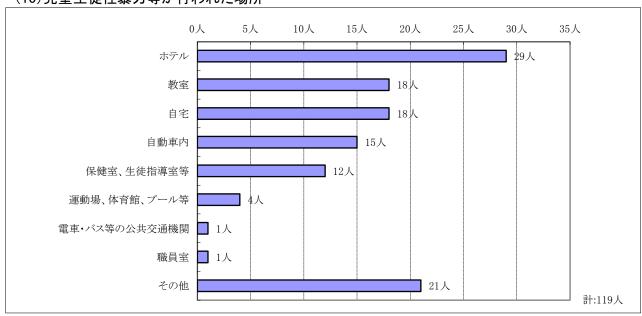
※()は児童生徒性暴力等に関する刑事告発の状況であり、内数。

※数値に更新があったため、令和6年12月20日更新(下線部)

# (9)児童生徒性暴力等が行われた場面



## (10)児童生徒性暴力等が行われた場所



## (11)児童生徒性暴力等の態様

